

**「臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託」
に関する公募型プロポーザルの募集要項**

各区役所・支所に設置する臨時窓口における個人市民税・府民税の申告受付等に伴う業務委託の受託事業者選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

本委託業務は、個人市民税・府民税の申告時期において、各区役所・支所内に臨時に窓口を設置して実施する個人市民税・府民税の申告受付等に伴う業務について、民間事業者のノウハウを活用し、効率的な事務執行を行うことで、継続的に安定した執行体制を維持できるよう、受付、点検等の業務を委託するものである（本委託業務を運営するために必要な設備等の整備、応対に従事する要員の確保や研修の実施等を含む。）。

2 委託業務の内容

(1) 委託内容

別紙1「仕様書」のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

ただし、臨時窓口における業務実施期間は、令和9年2月15日から令和9年3月15日まで（土日祝除く）であり、業務の開始日までに、要員の確保や研修の実施等を完了させるものとする。

(3) 委託金額の上限

金18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

※委託金額の上限を上回る金額で見積書を提出した場合は、失格とする。

(4) 委託金額の支払

本件業務期間の終了後、適法な支払請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に事務所又は支店、営業所等を有し、受託業務履行場所まで2時間以内であること。
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も継続して保有していること。

- (5) 過去5年（令和4年度から令和8年度まで）の間に地方公共団体から本業務に類する事業を受託し、適切に実施した実績を有すること。
- (6) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 会社法第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 参加手続

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、本市ホームページ「京都市情報館」（以下「京都市情報館」という。）上で、次のとおり交付する。

- ア 募集要項（本書）
- イ 仕様書（別紙1）
- ウ 企画提案書等作成要領（別紙2）
- エ 審査基準（別紙3）

※ 各種様式についても「京都市情報館」からダウンロードできます。

(2) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加を希望するものは、次の書類を持参又は郵送により、提出すること。（提出先は、後記「10 問合せ及び提出先」のとおり）

ア 提出書類

（ア）共通

No.	提出書類	補足事項
1	企画提案書	※1
2	見積書及び経費内訳書	※1
3	会社概要が分かる書類（パンフレット等）	
4	（様式1）本業務に類する業務実績申告書	
5	プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類等	写し

※1 「「臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託」に関する公募型プロポーザル企画提案書等作成要領（別紙2）」に基づき作成すること。

（イ）京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

上記（ア）に掲げる書類に加え、以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	補足事項
6	印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行のもの 原本（写し不可）

7	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申請日前3か月以内に発行のもの 原本(写し不可)
8	納税証明書 (国税等及び京都市税)	申請日前3か月以内に発行のもの 原本(写し不可)
9	水道料金・下水道使用料納付証明書	申請日前3か月以内に発行のもの 原本(写し不可)
10	(様式2) 暴力団排除措置に係る誓約書	

イ 提出部数

「企画提案書」及び「見積書及び経費内訳書」は、正本1部、写し5部の、合計6部。
それ以外は1部。

ウ 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」参照

エ 提出期限

令和8年10月 9日(金) 午後5時必着

(3) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- イ 提出書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- ウ 提出書類は、事業者の選定を行うにあたり必要な範囲の複製を作成することがある。
- エ 提出書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- オ 提出書類の返却は一切行わない。
- カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

5 質問期限及び回答

(1) 質問期限

令和8年9月18日(金) 午後5時まで

※質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

様式は自由とするが、「10 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。面談及び電話での質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年9月25日(金)に、「京都市情報館」において公開する(公開時間は現時点で未定)。

なお、質問内容によっては、回答しない場合もある。

6 審査

- (1) 受託候補者の選定のために組織する選定委員会が、企画提案書に基づき書面審査を行う。
- (2) 審査基準等の詳細は、別紙3「審査基準」のとおり。
- (3) 提案者が1社のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から提案があつ

た場合と同様に審査を行う。

(4) 企画提案書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、企画提案書等は無効とし、選定の対象外とする。

ア 「３プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 仕様書の要件を満たしていない場合

カ 企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が契約金額の上限価格を超えている場合

(5) 企画提案書等提出後、別途、提案内容についてヒアリングを行うことがある。ヒアリングについての詳細は、応募者に対して別途通知する。

7 受託業者の決定

(1) 受託候補者の決定

「６ 審査」に基づき、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

選定結果は、令和８年１０月２３日（金）までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。

また、「京都市情報館」において参加した事業者及び評価点、受託候補者を選定した理由が分かる情報を公表する。

8 契約に関する基本的事項

受託業者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

ただし、提案内容は、実現することを確約したものとみなす。

(3) 受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託業者の負担とする。

イ 受託業者が、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 受託業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 契約保証金は、免除する。

(7) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができない

と判断したときは、途中で契約を解除することができる。

ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

9 スケジュール

令和8年	9月	7日(月)	プロポーザル募集開始
	9月	18日(金)	プロポーザルに関する質疑の受付期限
	9月	25日(金)	プロポーザルに関する質疑への回答予定
	10月	9日(金)	企画提案書等提出期限
	10月	中旬	選定委員会開催(必要に応じてヒアリング実施)
	10月	23日(金)	選定結果の通知
	11月	月上旬	委託契約締結(予定)
令和9年	2月	15日(月)	臨時窓口における業務開始

10 問合せ先及び提出先

住 所：京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地 ビル葆光

所 属：京都市市税事務所市民税室(市民税第一担当)

担当者：佐藤、山本

電 話：075-746-6086

FAX：075-213-1071

メール：shiminzeishitsu@city.kyoto.lg.jp